

2025.2.26 連合自治会への照会事項への回答

1 避難指示の連絡体制

(1) 及び(2) 関連

市・対策本部からメールなどによって情報共有があります。このほか個人あて災害メールおよび告知放送により周知されます。

なお、連絡が入り次第、各自治会長へ情報共有しております。自治会から各常会への連絡は各自治会へお願いしております。

2 避難所開設

(1) 関連

昨年の防災会議においても、川地小学校に保管しているものについては周知したところではありますが、当然、足りない部分もあるかと思っておりますので、その都度連絡、相談いただきたいと思っております。 *参考資料

(3) 関連

川地コミュニティセンターの避難所開設については、基本的にはレベル3では開設しません。ただ、レベル3からレベル4に向かう段階、状況が悪化していく段階で地元から要望があれば適宜開設しております。レベル4になれば開設します。運営委員については、事務局長、事務員で対応します。

3 避難行動要支援者対策

(1)

参画依頼の説明はありました。内容についてはマニュアルの通りです。

(2)

当初、常会ごとに名簿を作成、常会の中、隣同士の中で進めてもらうよう依頼しましたが、常会長も毎年変わっていくこと、プライバシー保護の面、普段から地域との繋がり具合などにより難しいので、現在は名簿のうち、優先度が高いレベル7までの人を対象に民生委員に協力してもらいながら、とりあえず緊急連絡先、施設への入所状況、デイサービスなどの利用状況などを確認しながらひとりずつ作成準備しています。

ひととおり、作業が済みましたら本人との面談、常会内へ情報提供、隣同士での連絡体制、災害時の対応準備までもっていくことが最終地点だと考えております。

他方、名簿に載っていないで対応が必要な人（一人暮らしで孤立しそうな人、災害時に本当に支援が必要な人）を漏れなく把握する必要があり、常会内で普段から近所付き合いをして万一の場合対応できる人間関係を築いておくことが重要であると思われまます。（別途、避難計画作成の必要あり。）